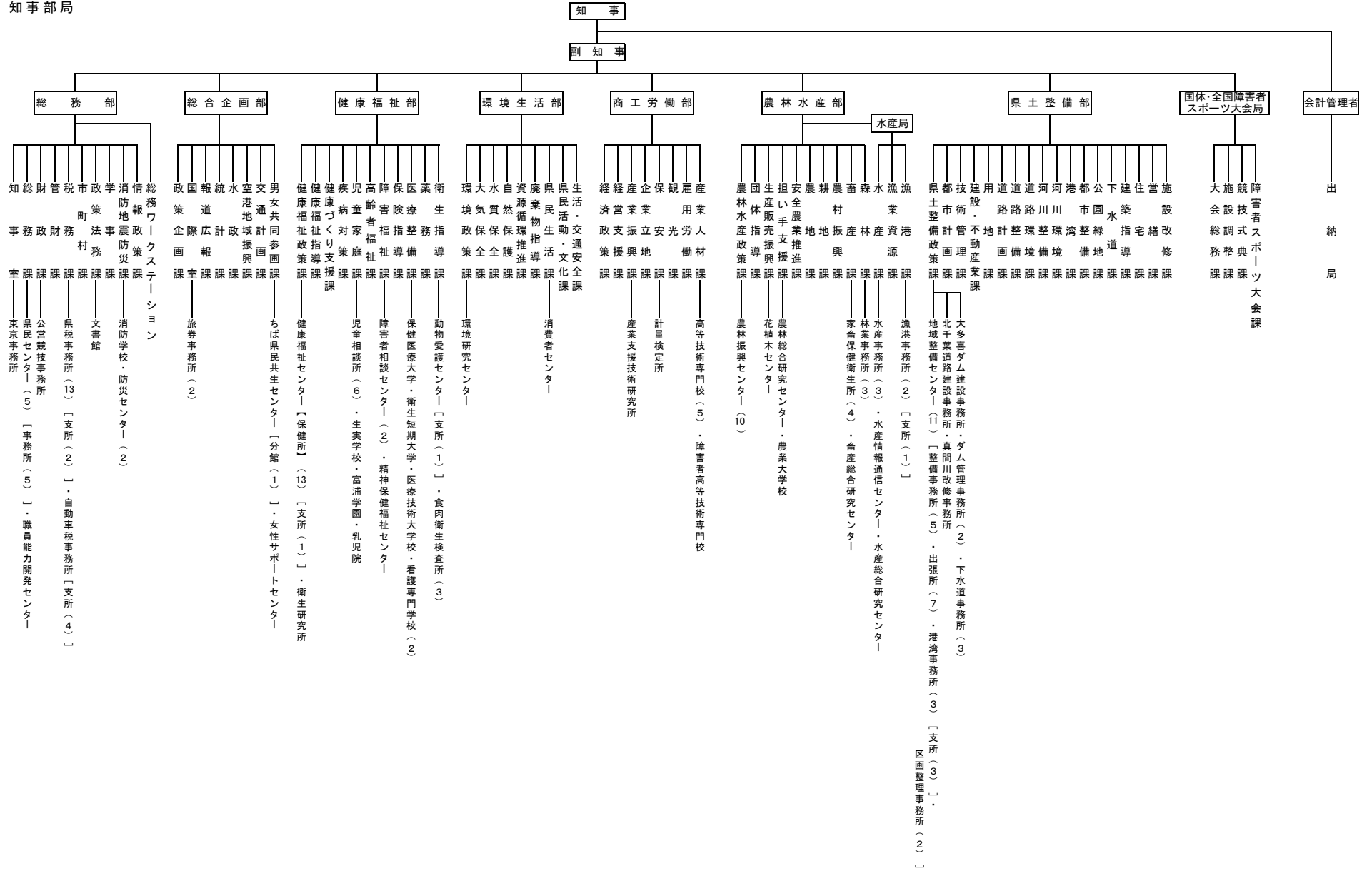


組織関係資料

- 1 平成 22 年度 機構図（知事部局）
- 2 地方自治法施行（昭和 22 年 5 月）以後の県（知事部局）の組織の変遷
- 3 部内局等の設置する都道府県の状況
- 4 これまでの出先機関の主な再編について
- 5 出先機関の組織図と主な業務内容
 - （1）県民センター
 - （2）地域整備センター
 - （3）健康福祉センター
 - （4）農林振興センター・林業事務所
 - （5）水産事務所・漁港事務所

知事部局



<参考> 地方自治法施行(昭和22年5月)以後の県(知事部局)の組織の変遷

昭和22年5月 地方自治法施行

昭和22年7月 従来の組織を廃止し、総務部～警察部の8部を設置

昭和23年4月 経済部から農林部門を分離し、農林部を設置

昭和25年4月 農林部から水産部門を分離し、水産部を設置

昭和31年6月 各部を統合し、5部1出納局に再編

昭和34年7月 開発部を設置

昭和35年4月 水産商工部、農地農林部を商工労働部、農林水産部に再編

昭和38年6月 水産部を設置、開発部を開発局とし知事部局から分離

昭和40年4月 衛生民生部を廃止し、社会部、衛生部を設置

昭和41年4月 企画部を新設

昭和46年7月 都市部を新設

昭和49年4月 環境部を新設

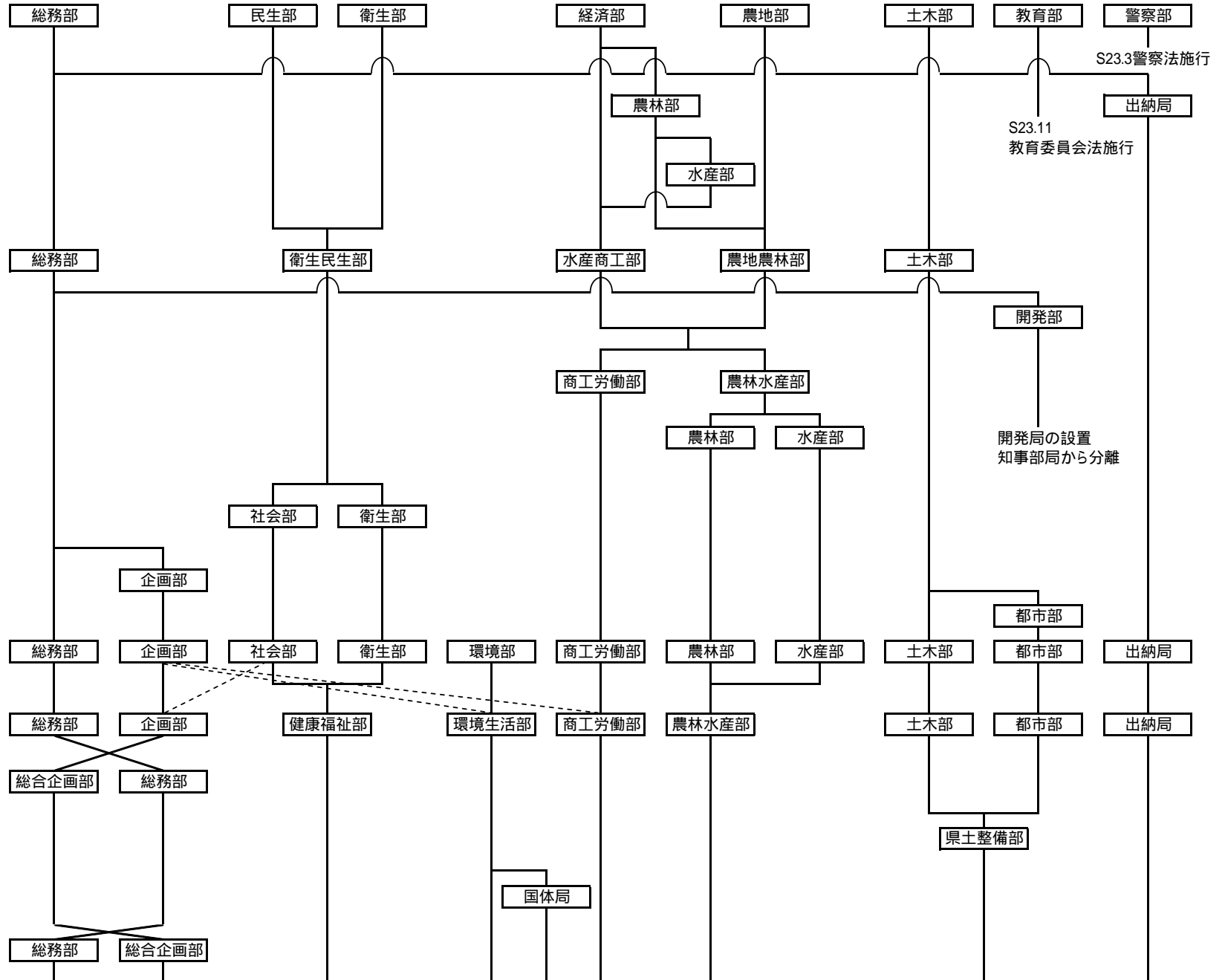
平成12年4月 本庁部課再編(10部 8部)

平成14年4月 企画部を総合企画部に改組し、建制順を変更

平成16年4月 土木部と都市部を統合し、県土整備部を設置

平成19年4月 国体・全国障害者スポーツ大会局を新設

平成21年8月 総務部と総合企画部の建制順を変更



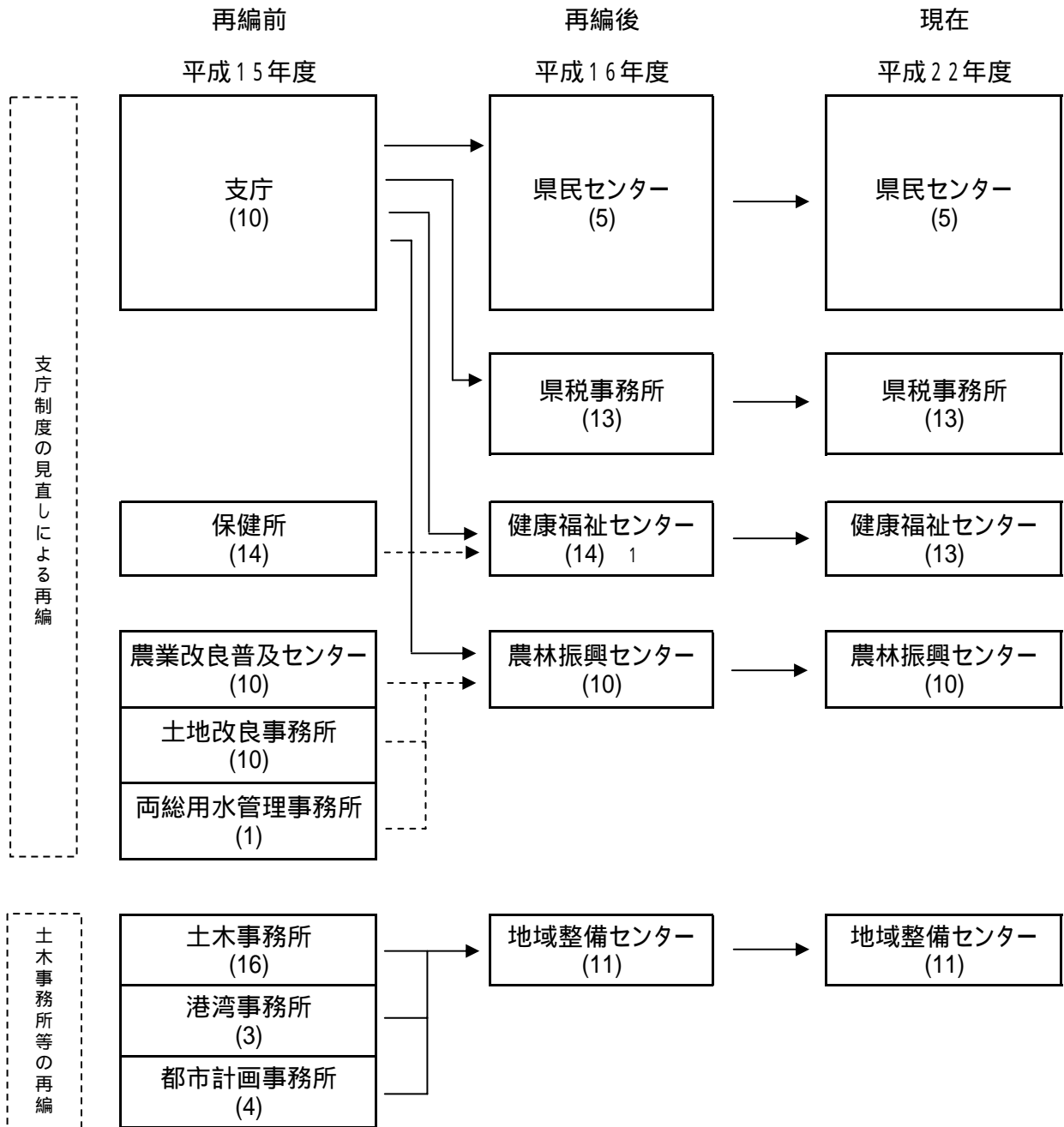
部内局等の設置する都道府県の状況

都道府県名	設置	団体の局(室)設置状況	都道府県名	設置	団体の局(室)設置状況
北海道			滋賀	×	
青森		観光局、水産局	京都	×	
岩手	×		大阪		危機管理室、都市魅力創造局、障がい福祉室、子ども室 他20室
宮城	×		兵庫		
秋田		学術国際局	奈良		知事公室、文化観光局、こども家庭局、健康安全局、他3局
山形		総合政策局、危機管理・くらし安心局、観光交流局	和歌山		
福島		文化スポーツ局、観光交流局	鳥取		行財政改革局、地域づくり支援局、くらしの安心局、市場開拓局 他3局
茨城		地域支援局、つくば・ひたちなか整備局、農地局、都市局、 他2監	島根	×	
栃木	×		岡山		都市局
群馬		食品安全局、観光局	広島		
埼玉		局長制:改革政策局長、地域政策局長、税務局長、契約局長、少子化対策局長、食品安全局長	山口		観光交流局(H22設置)
千葉		水産局	徳島		文化スポーツ立県局、地域振興総局、環境総局 他11局
東京			香川		防災局、観光交流局
神奈川		H22から「局部制」を導入	愛媛		
新潟		観光局、都市局	高知	×	
富山	×		福岡		私学学事振興局、空港対策局、国際交流局、労働局、水産局 他1局
石川		危機管理監室、新幹線・交通対策監室、県民文化局、少子化対策監室、観光交流局、競馬事業局	佐賀		生産振興部、交通政策部
福井		企画幹制:新幹線、県民安全、他9	長崎	×	
山梨		産業立地室	熊本		長寿社会局、商工労働局、新産業振興局、観光経済交流局、他1局
長野	×		大分	×	
岐阜		観光交流推進局	宮崎		危機管理局、こども政策局、企業立地推進局、観光交流推進局
静岡			鹿児島		県民生活局、観光交流局
愛知		人事担当局、健康担当局、労政担当局、農林基盤担当局、建築担当局	沖縄	×	
三重		観光局、こども局、東紀州対策局			8団体(17%)
				()	27団体(57%)
				×	12団体(26%)

注1) 「設置」の表示: 全組織で設置、一部組織で設置、職制により設置、×設置なし
 注2) 網掛け: 「局部制」を導入している団体
 注3) 下部組織を設置しない局を除く。

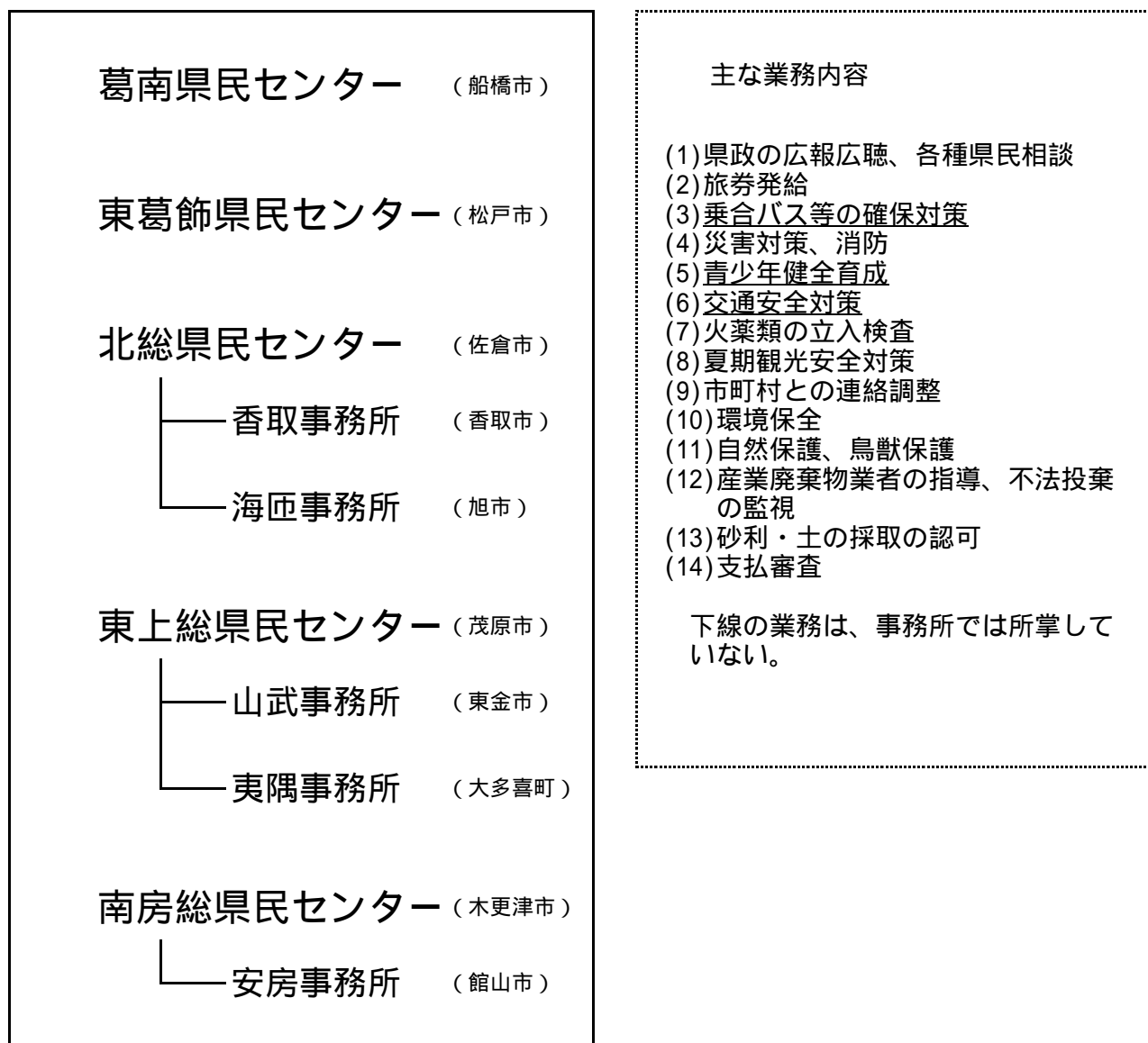
これまでの出先機関の主な再編について

()は機関数



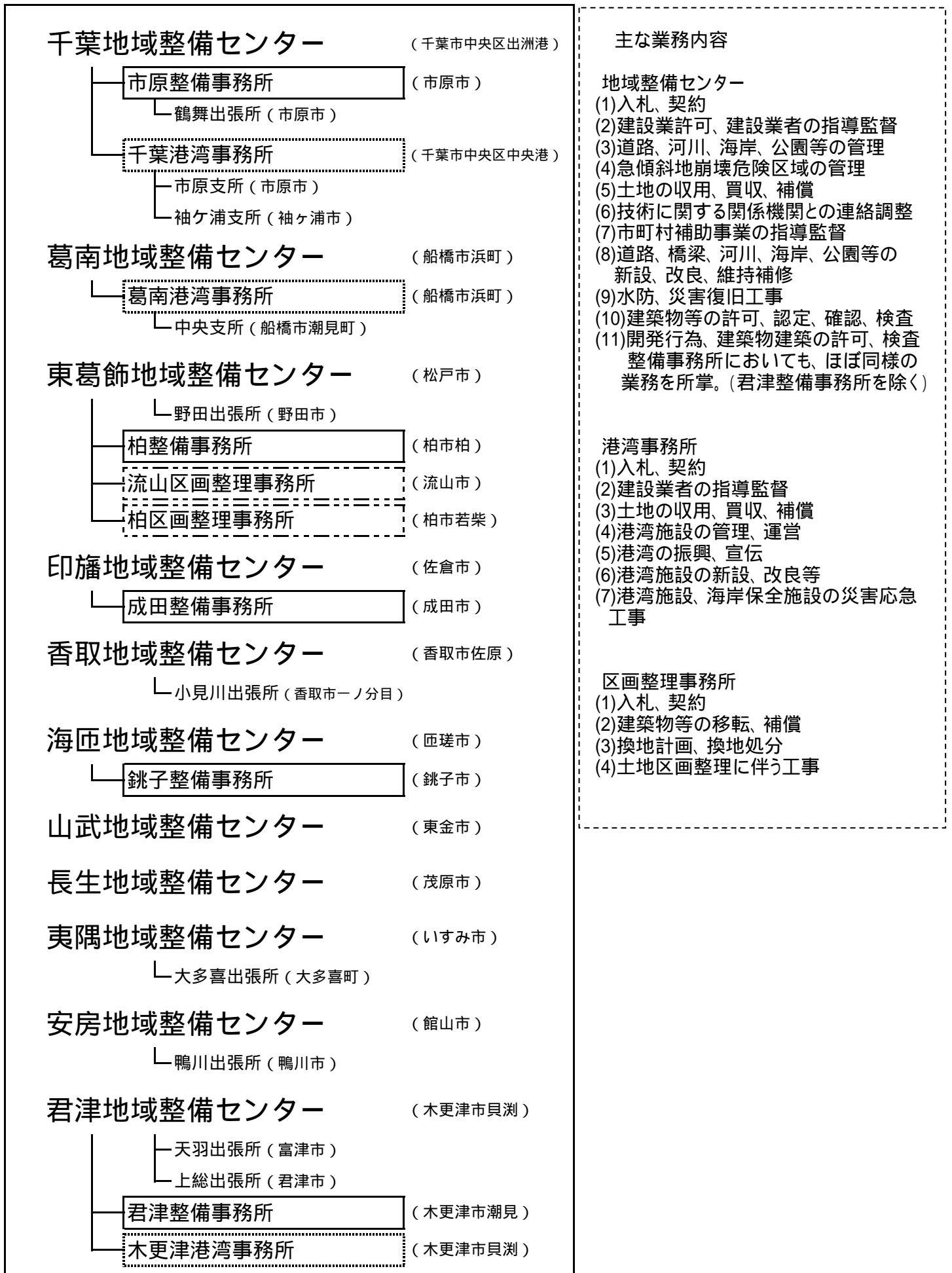
1: 柏市の中核市移行に伴い、保健所業務が柏市に移管されたことから、平成20年度に柏健康福祉センター廃止

1. 県民センター・事務所の組織図と主な業務内容



括弧内は、各所属の所在地を示す。

2. 地域整備センターの組織図と主な業務内容



括弧内は、各所属の所在地を示す。

3. 健康福祉センター[保健所]の組織図と主な業務内容

	主な業務内容
習志野健康福祉センター (習志野市)	
市川健康福祉センター (市川市)	
松戸健康福祉センター (松戸市)	
野田健康福祉センター (野田市)	
印旛健康福祉センター (佐倉市)	
成田支所 (成田市)	
香取健康福祉センター (香取市)	
海匝健康福祉センター (銚子市)	
山武健康福祉センター (東金市)	
長生健康福祉センター (茂原市)	
夷隅健康福祉センター (勝浦市)	
安房健康福祉センター (館山市)	
君津健康福祉センター (木更津市)	
市原健康福祉センター (市原市)	

主な業務内容

- (1)保健、医療、福祉に関する相談窓口
- (2)地域保健福祉に係る調査、研究
- (3)保健師活動
- (4)保健事業
- (5)栄養改善対策
- (6)社会福祉事業
- (7)民生委員、児童委員に関すること
- (8)児童福祉・母子寡婦福祉・障害者福祉・高齢者福祉
- (9)精神保健・精神障害者の福祉
- (10)配偶者暴力相談
- (11)生活保護
- (12)難病対策
- (13)感染症の予防
- (14)犬の捕獲、保護、狂犬病対策
- (15)動物愛護
- (16)健康危機対策
- (17)細菌検査・ウイルス検査・臨床検査・食品衛生検査
- (18)保育所の指導、審査
- (19)社会福祉法人等の監査指導
- (20)認可外保育施設への立入調査、指導

括弧内は、各所属の所在地を示す。

4. 農林振興センター・林業事務所の組織図と主な業務内容

農林振興センター

千葉農林振興センター

(市原市・千葉市緑区)

東葛飾農林振興センター

(柏市)

印旛農林振興センター

(佐倉市)

香取農林振興センター

(香取市)

海匝農林振興センター

(匝瑳市・旭市)

山武農林振興センター

(東金市)

長生農林振興センター

(茂原市)

夷隅農林振興センター

(いすみ市・大多喜町)

安房農林振興センター

(館山市・鴨川市)

君津農林振興センター

(木更津市)

主な業務内容

- (1)入札、契約
- (2)農林業に関する施策の企画、調査、総合調整
- (3)農地転用許可
- (4)農産物の販売促進、流通対策
- (5)グリーン・ブルーツーリズムの推進
- (6)森林施業計画の認定、林地開発許可
- (7)緑化推進、里山の保全
- (8)園芸・農産・畜産の生産振興対策
- (9)農業制度金融
- (10)農林業生産技術・知識の普及
- (11)新規就農の促進
- (12)農業生産基盤整備
- (13)土地改良施設の維持管理
- (14)土地改良区の監督、指導
- (15)土地の収用、物件補償
- (16)農村環境の整備・保全

括弧内は、各所属の所在地を示す。

林業事務所

北部林業事務所 (山武市)

中部林業事務所 (君津市)

南部林業事務所 (鴨川市)

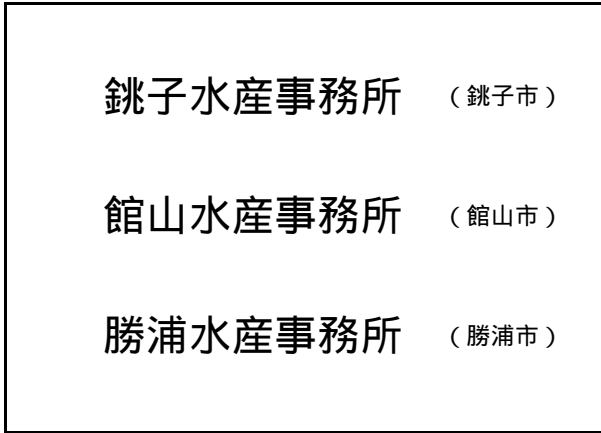
主な業務内容

- (1)入札、契約
- (2)地すべり防止事業の施行、監督
- (3)治山事業の施行、監督
- (4)林道工事の施行、監督
- (5)県有林の保護、育成
- (6)県営林の管理、経営
- (7)林産物の生産、調査
- (8)保安林の調査、指導、管理

括弧内は、各所属の所在地を示す。

5 . 水産事務所・漁港事務所の組織図と主な業務内容

水産事務所

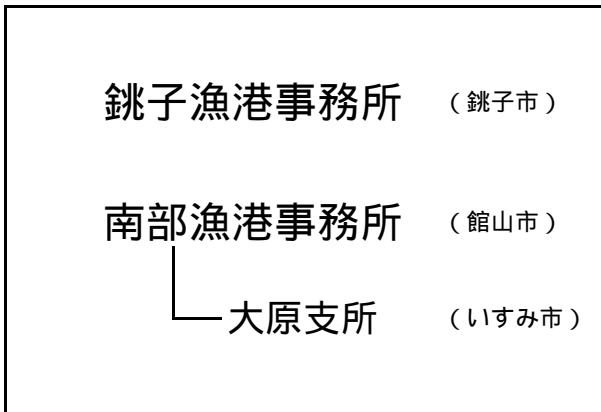


括弧内は、各所属の所在地を示す。

主な業務内容

- (1) 漁業権免許の交付、遊漁船の登録
- (2) 漁業調整・漁業取締
- (3) 水産業協同組合の検査、指導
- (4) 漁船の登録
- (5) 水産金融の指導、あっせん
- (6) 漁業技術の普及指導
- (7) 水産加工業の経営指導、改良普及
- (8) 漁業後継者の育成

漁港事務所



括弧内は、各所属の所在地を示す。

主な業務内容

- (1) 入札、契約
- (2) 土地の収用、買収、補償
- (3) 漁港、漁港区域に係る海岸の管理
- (4) 漁港の工事の施行、監督
- (5) 漁港施設の維持補修
- (6) 市町村営漁港の指導